子育て支援に係る各種制度について【教育委員会版】

R7.4時点版

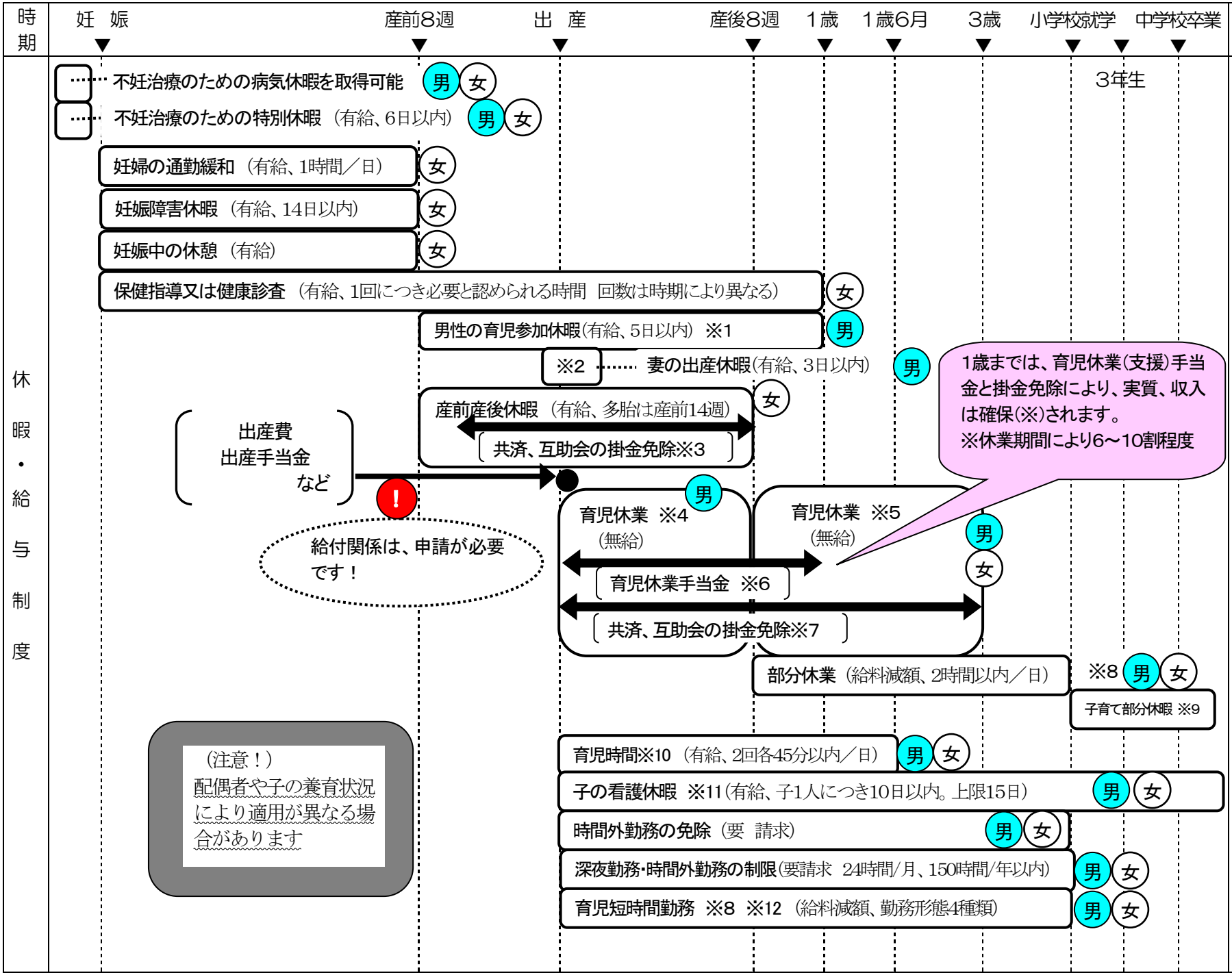

備　考

※1：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、5日の範囲内（多胎は産前14週）

※2：妻が出産のために入院する等の日から出産の日後2週間以内

※3：出産の日以前42日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで

※4：産後パパ育休、期間中2回まで

※5：期間中2回まで取得可能

※6：1歳に達する前日まで（1歳半または2歳まで延長も有）。パパ・ママ育休プラスの場合は1歳2ヶ月まで

※7：育児休業開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで

※8：3歳未満の子を養育している場合は、申出により3歳未満養育特例あり（共済掛金）

※9：中学校3年生まで（障害のある子は18歳年度末まで）

※10：妻（夫）が産後休暇・育児休業等により子を育てることができる場合は取得できない（1歳未満の子を育てる妻を除く）

※11：中学校卒業までの子。（学校行事や学校休業時等の際の養育も対象）。2週間以上の看護を必要とする中学校卒業～高校卒業程度（18歳年度末）までの子は1人につき5日（上限10日）。

※12：4時間以内勤務日の育児時間は、1日1回45分以内。2歳未満の子を養育している場合は、手当金あり